

学校いじめ防止基本方針

〈立江基本方針〉

2024年4月

〈立江小学校〉

－はじめに－

いじめは決して許されない行為であり，どの集団でも，どの子どもでも起こりうる深刻な課題である。本校では，この認識を学校全体で共有するとともに，家庭・地域と連携し，子ども一人一人の児童理解を深め，いじめを生まない，学校風土の醸成と生き方の追求を推進する。そして，いじめの未然防止，早期発見，早期解決に迅速に毅然と取り組んでいく。

これを推進し，いじめの根絶を実現するために，学校いじめ防止基本方針（以下「立江基本方針」）を策定した。また，これまでの取り組みを検証し，いじめ根絶に向けての取組をさらに推進するために「立江基本方針」の改訂を行った。

学校いじめ防止基本方針

小松島市 立江小学校

子どもたちを“いじめ”から守りぬくために

【 いじめの定義 】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

加えて、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、学校いじめ対策組織へ情報を共有することは必要とする。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整える。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、詳細を確認した上で教育的配慮をし、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (5) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、法務局等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の構成

- ・管理職、教務主任、生徒指導主任、人権教育主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任等により構成する。可能な限り心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選をする。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。
- ・青少年健全育成センター、小松島警察、巡回教育相談員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の助言を得る。
- ・立江小学校しらさぎ育成会、学校運営協議会等、地域の関係諸機関との連携を図る。

- ・未然防止・早期発見・事案対処の実行化のため，組織の構成を適宜工夫・改善できるよう，柔軟な組織とする。

(2) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり，報告を受ける。
- ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有を行う。
- ④ 緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

3 教育相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者，さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに，教員に相談すれば，秘密の厳守はもとより，教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 児童はもとより，保護者も気軽に相談できる体制を整備し，保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し，必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童や保護者に対して，広く教育相談が利用されるよう，学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を，学校教育全体を通じて，児童一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により，児童が心の通い合うコミュニケーションを図る能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに，「いのち」を尊重する心を育み，自他の命の大切さ，自己の生き方について考えを深める。
- ③ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう，一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ④ ストレスを感じた場合，それを他人にぶつけるのではなく，運動や読書などで発散したり，誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑤ 学校の教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感ずることのできる機会を全ての児童に提供し，児童の自己有用感が高められるよう努める。

また自他ともに受け入れることができる自己肯定感を高められるよう、集団の中で協力し合う活動や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

- ⑥ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
 - ⑦ 情報モラル教育を充実させ、インターネット上のいじめ等への対策を図るとともに、携帯電話安全教室等を行い、情報モラルに関する指導の充実に努める。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。インターネット上の不適切な書き込み等については、消去することは非常に難しく、事案によっては、刑事上、民事上の処罰を受ける可能性があることを理解させる。
 - ⑧ いじめや不登校等の問題行動の未然防止のために、小中学校に入学する児童に関する丁寧な引き継ぎや、不安感を取り除く取組等、小中学校の円滑な接続を図る。
 - ⑨ 特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ⑩ 被災時には、誰もがひっ迫した状態になり、人権感覚が薄れる状況に陥りやすい。児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いに協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
 - ⑪ 児童会活動などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
 - ⑫ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
 - ⑬ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払うとともに、児童一人一人に寄り添い、問題行動の未然防止に向けて、よりきめ細やかな指導・支援に努める。。
 - ⑭ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
 - ⑮ 「ゆすり」や「たかり」は、警察との連携を緊密にして対応する。また、「おごり」という名目で「ゆすり」や「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係をしっかり把握し、早期発見に努め、適切に対応する。
- (2) 家庭・地域社会との連携
- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
 - ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。

- ③ 立江小学校しらさぎ育成会や学校運営協議会等，地域の関係団体とともに，いじめ問題について協議する機会を設け，いじめの根絶に向けて，地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において，すべての児童や保護者に対して，いじめを許さない学校の取組や，いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし，児童や保護者が学校を信頼し，安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 全児童を対象としたいじめ発見のための「学校生活アンケート（いじめを含む）」（7月，12月，2月）を定期的実施することに加え，日常的な観察の「個別面談」，「日記や連絡帳」の記述等から，児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し，いじめの認知については，「いじめの防止等の対策のための組織」において組織的に判断する。
- (3) いじめの把握にあたっては，教育相談担当教諭，養護教諭，生徒指導主任，特別支援教育コーディネーター等，学校内の専門家との連携に努める。特に，けが等にも留意し，背景にいじめがないか確認する。
- (4) 児童に絶えず声かけを行い，児童が日常使っている言葉や態度，遊び等に注意を払うとともに，気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (5) 児童が欠席や遅刻をしたり，けがをしていたりした場合は，必ずその理由を確認し，保護者と連絡を取る。
- (6) いじめについて訴えや情報があった時は，問題を軽視することなく，保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し，いじめを認知した場合は，速やかに市町村教育委員会に報告し，適切な連携を図る。

6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は，その情報を正確に記録し，それに対して管理職の指示のもと，問題を軽視することなく，正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
 - ② 「いじめの防止対策等のための組織」において，速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに，認知したいじめへの対応方針を決定する。
 - ③ 職員会議等を通じて，日常的にいじめの情報を共有し，対応方針について全教職員

の共通理解を図る。

- ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。
- ⑤ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされて、「解消している」状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く見守る。

ア いじめに係る行為が止んでいること

その期間は、少なくとも3ヶ月間を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定することができる。

イ 被害児童が、心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面接等により確認する。

(2) いじめられた児童、保護者への支援

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ 専門家による継続的な心のケアに取り組む。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別室(別教室)等での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の児童への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との人権意識を徹底させる。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、学校問題解決支援チームやスクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携し法的措置を講じる対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

8 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。
- (2) R－P D C Aサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「学校(取組)評価アンケート」や「学校生活アンケート(いじめを含む)」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画

【年間目標】

- ・いじめは、どの子にもどの学校にも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
- ・学習活動や集団活動・行事等の特別活動を充実させ、互いに認め合える人間関係や集団づくりを構築

し、児童が自己有用感をもつことにより、いじめの未然防止を図る。

| | 内 容 | 対象者 | 担当 |
|-----|---|---|--|
| 4月 | 学校いじめ基本方針の共通理解 学校基本法の説明、指導体制や指導計画の公表 ・周知 校内研修（児童理解） あいさつ運動 家庭訪問 授業参観・しらさぎ育成会総会・学年部会 1年生を迎える会 | 教職員 教職員・児童・保護者 教職員 児童 教職員・保護者 教職員・児童・保護者 児童 | 生徒指導主任 教頭 生徒指導主任 各担任 各担任 校長・各担任 6年担任 |
| 5月 | 問題行動の共通理解 読書活動開始 はばたき班活動 遠足・修学旅行 生活科（1・2年生の交流） | 教職員 児童 児童 児童 1・2年児童 | 生徒指導主任 各担任 特活主任 各担任 1・2年担任 |
| 6月 | 校内研修（児童理解・いじめ防止） 授業参観 はばたき班活動 いもの苗植え | 教職員 児童・保護者 児童 児童 | 生徒指導主任 各担任 特活主任 各担任 |
| 7月 | 「学校生活アンケート（いじめを含む）」調査・分析 個人懇談による聴き取り分析 はばたき班活動 地域子ども会活動 | 児童・教職員 教職員・保護者 児童 児童 | 生徒指導主任 各担任 特活主任 特活主任・各担任 |
| 8月 | 校外補導 補充学習 校内研修 | 児童 児童 教職員 | 全教職員 各担任 研修主任 |
| 9月 | 清掃奉仕活動 運動会 はばたき班活動 | 児童・保護者 児童・保護者 児童 | 全教職員 体育主任・各担任 特活主任 |
| 10月 | 1学期取組点検評価・改善 いもの収穫 総合学習「郷土の先輩に学ぼう」 | 教職員 児童 6年児童 | 全教職員 各担任 6年担任 |
| 11月 | 人権参観日 校内研修（いじめ防止） はばたき班活動 リサイクル活動 | 児童・保護者 教職員 児童 保護者 | 人権主事・各担任 生徒指導主任 特活主任 4年担任 |
| 12月 | 「学校生活アンケート（いじめを含む）」調査・分析 個人懇談による聴き取り・分析 | 児童・教職員 児童・保護者 | 生徒指導主任 各担任 |
| 1月 | 校内研修（児童理解・いじめ防止） | 教職員 | 生徒指導主任 |
| 2月 | 参観授業 総合学習（地域の行事について） 「学校生活アンケート（いじめを含む）」調査・分析 勇足交流 | 児童・保護者 3年児童 児童・教職員 児童 | 各担任 3年担任 生徒指導主任 各担任 |

| | | | |
|----|--|-----------------------------------|--|
| 3月 | 1年間の取組の点検・評価 児童アンケート調査・分析 6年生を送る会 卒業式 総合学習（「立江町の環境について考えよう」） | 教職員 児童・教職員 児童 児童 5年児童 | 生徒指導主任 生徒指導主任 5年担任 全教職員 5年担任 |
|----|--|-----------------------------------|--|

1.1 いじめ防止子ども委員会（代表委員会）

【ねらい】

児童が、いじめ問題を自分のこととして考え、解決に向けて主体的に取り組むことで、より良い学校づくりに役立てる。

【年間計画】

| | 内容 | 方法 |
|-----|---|---|
| 4月 | 1年生を迎える会 | 集会活動 |
| 5月 | あいさつ名人になろう（第1回） はばたき班活動開始 みんなで楽しい時間をすごそう 集会活動（先生クイズ） | 各学級でよびかける。 はばたき班活動 各はばたき班で計画 放送委員会・はばたき班 |
| 6月 | 集会活動（仲間づくり） | 体育環境委員会・はばたき班 |
| 7月 | 集会活動（じゃんけん列車） | 保健給食委員会・はばたき班 |
| 9月 | 運動会について あいさつ名人になろう（第2回） | 朝会でよびかける。 各学級でよびかける。 |
| 10月 | いもを収穫しよう 集会活動（しあわせのバケツ・ふわふわ言葉を広げよう） | はばたき班活動 図書委員会 |
| 11月 | 人権って何だろう 人権参観日 | はばたき班活動 |
| 12月 | 集会活動（みんなで相談しよう） | 購買ボランティア委員会 はばたき班 |
| 1月 | 感謝の気持ちを伝えよう～ありがとうの木 | 各学級でよびかける。 |
| 2月 | あいさつ名人になろう（第3回） | 各学級でよびかける。 |
| 3月 | 心を込めて6年生を送る会をしよう | 朝会でよびかける。 |